

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 2 7月中旬に新しい被保険者証を送付します

### 被保険者証

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月中旬頃に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期間が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

8月以降の一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の令和2年中(令和2年1月1日～12月31日)の所得により算出された令和3年度の住民税課税所得額と、令和2年中の収入額をもとに計算されています。

また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

### 医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等

被保険者証を保険医療機関等の窓口で提示すれば、かかった医療費のうち、下表の「一部負担金の割合」の支払いで治療を受けることができます。

また、同一の医療機関で1カ月(同じ月内)の医療費の一部負担金が高額になったときは、下表の「自己負担限度額(月額)」までの支払いとなります(同一の医療機関でも入院・外来・歯科は別々に計算します)。ただし、「所得区分」が「低所得I・II」の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「現役並み所得者I・II」の方は「限度額適用認定証」の提示がなければ、前者は「一般」、後者は「現役並み所得者III」の「自己負担限度額(月額)」までを支払い、後日、その差額が高額療養費として支給されます。

所得区分	一部負担金の割合	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代の標準負担額(1食当たり)
		個人ごと(外来のみ)	世帯ごと(外来+入院)	
現役並み所得者	III	同一世帯に、住民税課税所得額690万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方		460円
	II	同一世帯に、住民税課税所得額380万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方		
	I	同一世帯に、住民税課税所得額145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方		
一般		18,000円	57,600円	
低所得	II	世帯員全員が住民税非課税である方		210円
	I	8,000円	15,000円	100円

### 医療費が高額になるとき

上表の「低所得I・II」に該当している方(世帯員全員が住民税非課税の方)は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を、「現役並み所得者I・II」に該当している方は、「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口で被保険者証とともに提示することで、医療機関等ごとに1カ月間の窓口での支払いが、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなります(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く)。「低所得I・II」に該当している方は入院時の食事代等についても減額されます。

減額認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月中旬頃に新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。世帯員全員が住民税非課税の方で減額認定証の申請をされていない場合は、下記窓口申請してください。

その他、後期高齢者医療保険制度の詳細については、被保険者証に同封されるパンフレットをご覧ください。

▶ 国保医療年金課(☎64・3240)、📍 地域振興課(☎75・0253)、📍 地域振興課(☎72・2523)、📍 地域振興課(☎322・1451)  
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(コールセンター)(☎078・326・2021)

## 1 後期高齢者医療制度の保険料額決定通知書を送付します

令和3年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。

### 保険料の計算方法

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者お一人おひとりにお支払いいただきます。

後期高齢者医療制度の保険料(年額)を決める基準である保険料率(均等割額と所得割率)は2年ごとに見直し、令和3年度の保険料額は以下のとおりです。

$$\text{①均等割額 } 51,371\text{円} + \text{②所得割額 } (\text{令和2年中(1～12月)の総所得金額等} - \text{基礎控除額 } 43\text{万円}) \times \text{所得割率 } 10.49\% = \text{①+② 保険料額(年額) (賦課限度額 } 64\text{万円)}$$

### 保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、以下の2通りとなります。

#### ①年金からのお支払い【特別徴収】

特にお手続きいただく必要はありません。

また、口座振替によるお支払いに変更することができます。

#### ②口座振替や納付書でのお支払い【普通徴収】

7月から翌年3月まで毎月お支払いいただきます。対象となる年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が対象となる年金の受給額の1/2を超える方は普通徴収となります。

### 所得の低い方の軽減(令和3年度)

同一世帯内の被保険者と世帯主の令和2年中の総所得金額等が次の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準額以下の世帯	軽減割合(軽減後の均等割額:年額)
基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者数-1)	7割(15,411円)
基礎控除額(43万円)+28.5万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)	5割(25,685円)
基礎控除額(43万円)+52万円×被保険者数+10万円×(年金・給与所得者数-1)	2割(41,096円)

### 被扶養者であった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険等の被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額はかからず、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。

※後期高齢者医療制度に加入する前日において、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

### 保険料の減免及び徴収猶予

災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより世帯の所得が軽減判定基準以下となるとき、一定期間給付の制限を受けたときで、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料が減免される場合や一定期間保険料の徴収が猶予される場合があります。